

関西医療大学

平成 21 年度 大学機関別認証評価
評価報告書

平成 22 年 3 月

財団法人 日本高等教育評価機構

I 認証評価結果

【判定】

評価の結果、関西医療大学は、日本高等教育評価機構が定める大学評価基準を満たしているとして認定する。

【認定期間】

平成 21(2009)年 4 月 1 日から平成 28(2016)年 3 月 31 日までとする。

【条件】

特になし。

II 総評

建学の精神である「社会に役立つ道に生き抜く奉仕の精神」の理念が明示され、大学の使命・教育目標が明確に示されており、学内外に周知する体制が整備されている。

教育研究の基本的な組織は、大学の使命・目的を果たすため現在まで発展を重ね、教養教育に関する組織的取組みも継続され、かつ各組織は相互に適切に関連性が保たれ運営されている。

大学の教育目的は学部・学科及び大学院の学則に定められ、それらに基づいて教育課程が体系的に編成されている。教育目的の達成状況について、幅広く情報を収集し、点検・評価する取組みを行っている。

学習支援及び学生サービスに全学的な組織で取組むなど体制が整備されている。就職・進学の指導は、早期臨床型教育・保健医療施設における実習・国家試験対策への支援など、幅広く実施されている。

教育課程に必要な教員が適切に配置され、教員の採用・昇任に関する方針は明確に定められており、適切に運営されている。教員の教育担当時間は概ね適切であり、教育研究活動を活性化する取組みがなされている。

職員の組織編制の基本視点及び採用・昇任・異動は、人事委員会でのプロセスを経て適切に運営され、職員の資質・能力の向上のための取組みは、学外研修や学内研修、また目標管理制度などによって適切に行われている。教育研究支援のための事務体制作りも積極的に図られている。

大学の目的達成のための管理運営体制が整備され、円滑な運営がなされ、適切に機能している。管理部門と教学部門の連携では、双方の意思が適切に反映し得る仕組みが構築されている。自己点検・評価については、「自己点検・評価委員会」を組織し、具体的改善につなげるための恒常的な体制が確立されている。

大学の財務基盤では収入と支出のバランスがとれており、会計処理は適切になされている。財務情報の公開は適切に行われ、財務諸表に分かりやすい解説を加えている。

教育研究目的を達成するために必要なキャンパス（校地、運動場、校舎などの施設設備）が整備され、適切な維持・管理と有効な活用がされている。施設設備の安全性に適切な対応が図られ、安心・安全な教育研究環境を維持し、アメニティに配慮した教育研究環境の向上のために努力されている。

大学の物的・人的資源を地域社会に開放することに関して幅広い分野で努力し、大学の教育研究の特色を生かして地域の健康福祉事業に協力している。地元との医療・健康・福祉を通じた幅広いネットワーク活動が根付いている。

組織倫理に関する諸規程が整備され、各委員会で規程の適切な管理運営を行っている。学内外に対する危機管理の体制も整備されており、適切に機能すべく制度化されている。

Ⅲ 基準ごとの評価

基準 1. 建学の精神・大学の基本理念及び使命・目的

【判定】

基準 1 を満たしている。

【判定理由】

建学の精神である「社会に役立つ道に生き抜く奉仕の精神」の理念は、学園創立 50 周年記念行事を記念して設置された石版、大学案内、ホームページ及び大学の理念をまとめた「クレド」などを通じて、学内外に周知する努力を行っている。

建学の精神及び大学の教育理念を基礎にして、教育の目的・目標が建学の精神・教育理念とどのように関連し、またカリキュラム・教育の特色にどのように具体化されているかなど、大学の広報誌やホームページ及び学生便覧などの多様な機会が多角的な観点から説明されているが、体系的且つ統合的に更に理解しやすく提示することが期待される。

大学の使命・教育目標は大学案内、ホームページ、学生便覧などで明示されており、これらを組織的に評価・検討し、必要な変更・改善を行う取組みは、全学横断的な「自己点検・評価委員会」で実施する体制が確立されている。

基準 2. 教育研究組織

【判定】

基準 2 を満たしている。

【判定理由】

大学の使命・目的を達成するため、従来の鍼灸に関する養成機関から発展させた体制を確立するなど、教育研究組織づくりに尽力している。大学院 1 研究科、2 学部 4 学科、附属診療所が設置され、東洋医学をベースとして医療人を養成するために、各組織は相互に適切に運営されている。附属診療所は地域貢献の場であると同時に、学生の教育の場、研

究の場として有機的に活用されている。

教養教育については、教授会や教務委員会において審議され、組織上の措置はとられているものの、学内の横断的な組織を検討することが望まれる。

教育研究に関わる学内審議については、「教育研究協議会」と教授会間の意思疎通が図られ円滑に行われており、大学の使命・目的を実践し、学生の意見を具現化するための組織として十分に機能するよう考慮されている。

また、各組織、各委員会の情報を共有するための手段として、学内 LAN にすべての議事録を掲載し、学内でいつでも閲覧できる体制をとっており、大学の運営や教育の改善にも大いに役立っている点は評価できる。

【優れた点】

- ・ 東西医学を融合した臨床教育と研究を実践する場として附属診療所が設置されており、学生の臨床実習や卒後研修の場として、更に鍼治療の臨床試験などの研究の場として機能していることは高く評価できる。

【参考意見】

- ・ 教養教育について現状では教授会や教務委員会において各々審議されているが、教養教育について学部横断的に検討し、審議する独立した組織を検討することが望まれる。

基準 3. 教育課程

【判定】

基準 3 を満たしている。

【判定理由】

教育目的は大学、学部、学科及び大学院研究科の各々を学則で定めている。また、教育目的を大学の信条・志という形で具体的に明文化した「クレド」を発行し、その周知に努めている。

学部・学科及び研究科の教育課程は、それぞれの目的を反映しており、教育課程の編成方針として、総合教育と専門教育のバランスを図るなどの工夫がみられる。授業科目及び授業内容は教育課程の編成方針に沿っており、適切なものである。

学年暦に従って、年間の学事予定及び授業期間が明示され、適切に運営されている。単位認定、進級及び卒業・修了などに関しては、学則に適切に定められている。

シラバスについては、一部例外はあるがほとんどの授業科目において授業の概要、授業の内容、成績評価基準、参考文献などが記載されている。なお、1 年間に履修する単位の上限については、現在、検討段階にある。

授業評価アンケート、学生の意識調査、クラス担任制、キャリア支援など、幅広く情報を収集し、教育目的の達成状況を評価する取組みを行っている。

【参考意見】

- ・履修登録単位数の上限について、現在は必修科目が部分的に学年制を採用しており、過大な単位数の履修をする学生がいない構造になっているが、選択科目を開講していることから、登録単位数の上限設定は学則・履修規程などに明文化することが望まれる。
- ・シラバスの記載について、点検・指導は「教務委員会」が行っているものの、表記の程度については教員の裁量に任されており、結果として記載方法が多様化し、授業計画が明確でない記載もあるため、すべての授業科目がシラバスの様式に即した記載をすることが望まれる。

基準 4. 学生

【判定】

基準 4 を満たしている。

【判定理由】

大学全体としてのアドミッションポリシーは示され、適切に運用されている。

クラス担任制度や出欠管理で個別に指導する学習支援環境が整えられており、学生、保護者、大学が共同して学習・教育に取り組んでいる姿勢がうかがえる。教員 1 人当たりの学生数も適切であり、教員と学生間のコミュニケーションがとりやすい環境を整えている。休学、留年、退学を予防するための指導体制を補強する努力が認められる。

クラス担任制や「学生生活委員会」などの体制が整備され、全学的に学生の意見を汲上げて教育活動に反映させている。学生食堂、購買部、ロッカーなどの福利厚生施設の充実に努力している。奨学金、納付金の分納・延納措置、災害に伴う授業料減免措置、特待生への学費減免措置、あるいは実習衣・実習靴・実習用具の無料支給など、経済的支援のためにさまざまな取組みを行っている。

キャリア支援については、1 年次から早期にキャリア指導を進めるなど、キャリア教育の取組みは、早期臨床型教育、保健医療施設における実習及び国家試験対策への支援など、幅広く実施されている。

【優れた点】

- ・クラス担任制度を設け学習に関わる支援を行うほか、生活指導及び年 4 回実施する出欠状況調査など、多様な形で学生を支援する仕組みを展開している点は高く評価できる。

基準 5. 教員

【判定】

基準 5 を満たしている。

【判定理由】

各学科には、大学設置基準に基づき教育課程を遂行するために必要な教員が適切に配置されている。教員の採用・昇任に関する方針は、「関西医療大学教員選考基準」及び「関西

医療大学教員任用・昇任規程」で明確に定められており、適切に運営されている。

教員の教育担当時間は、概ね適切である。教員の教育研究活動を支援する組織・体制について、現在、TA(Teaching Assistant)は制度化されていないが、平成 22(2010)年度から実施体制を整備する予定である。

教員の教育研究活動を活性化するため、FD(Faculty Development)活動、学生による授業評価アンケート及び教員の教育・研究・臨床に関する活動状況の調査を行い、改善を図る取組みが行われている。

研究費は若手教員の研究を奨励する「奨励研究費」と教員の課題研究を支援する「課題研究費」を設けており、外部委員を交えた選考委員会において、公平に評価・配分している。「奨励研究費」は若手研究者にとって教育研究活動を促進するための大きな足がかりとなっている。

基準 6. 職員

【判定】

基準 6 を満たしている。

【判定理由】

大学の目的を達成するために必要な職員は、学部・学科新設の経過による学生数の増加に応じて適宜補充され、かつ必要数を確保し適切に配置している。また、今後 2 年間の増員計画も立案されている。

職員の組織編制の基本視点については、その方針を特に明文化したものはないが、人事委員会でのプロセスを経て適切に採用・昇任・異動が実施されている。

職員の資質・能力の向上のための取組みは、OJT 及びさまざまな学外研修により個々のスキルアップに努めているほか、大学事務局全職員対象の学内研修を実施し、大学全体として資質・能力の向上も図っている。また、自己目標を設定した目標管理制度によって、職員の自主性や職務能力の向上を行うための仕組みが整備されている。

大学の教育研究支援のための事務体制は、大学事務局学務課員をここ数年増員して強化している。また、教員と職員の協力体制は、職員を各種学内委員会に参加させる仕組みがあり、教員との情報共有化も積極的に図られている。

基準 7. 管理運営

【判定】

基準 7 を満たしている。

【判定理由】

大学の目的を達成するために、大学の管理運営体制、設置者との関係、設置者の管理運営体制などは整備され、適切に機能している。

理事会と評議員会は、「関西医療学園寄附行為」に基づき、理事、評議員及び監事の選任

や理事会・評議員会の開催を行っており、法人の意思決定は適切に行われている。また、「関西医療学園寄附行為施行細則」により、常務理事会が毎月開催され理事長の補佐機関として機能している。大学の管理運営体制は、各教授会の上に意思決定機関として「教育研究協議会」を設置し、全学的な調整を要する重要事項を審議し、円滑な運営を図っている。

管理部門と教学部門の連携は、学長が「関西医療学園寄附行為」に定める役職指定理事として法人の意思決定に参画するとともに、常務理事会の教務担当常務理事として教学部門の意思を理事会に反映できる連携体制を整えている。また、理事である法人事務局長が「教育研究協議会」や教授会のメンバーとして加わるなど、管理部門の意思を教学部門に反映し得る仕組みが構築されている。

自己点検・評価については、平成 15(2003)年の 4 年制大学への改組転換以来「自己点検・評価委員会」を組織し、恒常的な体制を確立している。この委員会は、報告書を作成し大学及び学園全体に配付するとともに理事会に報告し、学長はその報告に基づいて必要な措置を講じて具体的改善につなげている。報告書がホームページ上で公表されているほか、教員の活動状況については、開示請求に応じて事務室で閲覧できるようになっている。

基準 8. 財務

【判定】

基準 8 を満たしている。

【判定理由】

財務比率は、消費収支関係・貸借対照表関係共にこの 5 年間各比率とも安定し、良好な値を示している。帰属収支差額は、過去 5 年間プラスを継続しており、翌年度繰越消費収入超過となっている。平成 19(2007)年度から順次開設している新学科の入学生による学生生徒等納付金収入の増加が、人件費及び教育研究経費の増加を上回っており、バランスのとれた経営状況となっている。

会計処理については、監査法人による会計監査及び監事による定期監査などを通じ、学校法人会計基準により適切になされている。

財務情報の公開は、大学事務局に閲覧用として財務 3 表、財産目録、監事監査報告書を含んだ事業報告書を備え置いているほか、ホームページ上でも公開している。今年度から、財務諸表に解説を加え、分かりやすくした点は評価できる。また、在学生・卒業生・教職員向けの校友会の機関紙にも財務 3 表を掲載している。

教育研究を充実させるための外部資金の導入では、科学研究費補助金や受託研究費などの獲得に向けた組織的強化策が必要であるが、未完成学科がすべて完成年度を迎える平成 24(2012)年度では経常費補助金の増加が見込めるので今後に期待が持てる。

基準 9. 教育研究環境

【判定】

基準 9 を満たしている。

【判定理由】

教育研究目的を達成するために必要なキャンパス（校地、運動場、校舎等の施設設備）は、新設や改修によって年々整備・拡充されるとともに関係法規に則し適切に維持、管理され、有効に活用されている。校地・校舎の面積は、大学設置基準を満たしており、講義・実習室などの室数や収容人員も、完成年度を想定した収容能力を備え、また図書館の閲覧席数についても、十分確保されている。情報関連施設は、各棟に学内 LAN を敷設するとともに、言語情報教育専用施設として CALL 教室を 2 室備えるなど配慮されている。

施設設備の安全性は、耐震基準の遵守、アスベストの不使用、「大阪府福祉のまちづくり条例」に基づいたバリアフリー化、キャンパス・セキュリティなど適切な対応が図られ確保されている。また、キャンパスの衛生・健康面の向上のために、建築物の維持管理、清掃の徹底、全面禁煙など安心・安全な教育研究環境を維持する努力が払われている。

キャンパス全体は、自然環境に恵まれた特性を生かして整備され、5 号館（食堂、図書館、講堂など）の新設もあり施設設備面でのアメニティに配慮した教育研究環境の向上も図られ、かつ有効に活用されている。

基準 10. 社会連携

【判定】

基準 10 を満たしている。

【判定理由】

大学の物的、人的資源を地域社会に開放し提供することに関して、人工芝グラウンドの開放、年 1 回の公開講座の開催、熊取町民に対する健康教室の開設など幅広い分野で努力している。特に、熊取町との連携については「大学とのまちづくりネットワーク事業」で、町及び近隣 4 大学で構成する協定に参画し、大学の教育研究の特色を生かして町の健康福祉事業に協力していることは評価できる。

他大学との交流に関しては、「大学コンソーシアム大阪」に加入し、36 大学との「単位互換包括協定」を結び、大学から 4 科目提供して交流を深めていることは評価できるが、他大学との地理的な距離が実施の障害となっている。

企業との連携については、一部受託研究が行われているものの、積極的な推進体制を構築することが望まれる。

地元との医療・健康・福祉を通じた幅広いネットワーク活動は根付いていると判断できる。

基準 11. 社会的責務

【判定】

基準 11 を満たしている。

【判定理由】

組織倫理に関する規程は就業規則に服務規律として整備されているほか、個人情報保護に関するもの、ハラスメントに関するもの、研究倫理に関するものなどが整備されており、各委員会で規程の管理運営を行っている。

学内外に対する危機管理の体制は、防火・防災対策、衛生上のリスク対策、怪我や急病への対策、不祥事発生時の対応に関し整備されており、適切に機能すべく制度化されている。

大学の教育研究成果の広報活動については、関連の学術雑誌への掲載をはじめ、「関西医療大学紀要」への掲載や概略をホームページに載せるなどしており、大学院生の教育研究成果及び学部学生の課題研究の一部を学会発表することも含めて、幅広い取組みが行われている。

